

第1回（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会

日時 平成29年6月12日（月）

10時～12時

会場 札幌市役所本庁舎

6階1号会議室

次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 委員長、副委員長選出
- 4 （仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針及び検討委員会の趣旨について
- 5 全体スケジュール等について
- 6 これまでの調査概要
- 7 意見交換
- 8 閉会

<配付資料>

- ・ 次第
- ・ 資料-1 : 委員名簿
- ・ 資料-2 : 座席表
- ・ 資料-3 : 設置要綱
- ・ 資料-4-1 : 保存活用の取組み
- ・ 資料-4-2 : 歴史的資産活用推進事業
- ・ 資料-5 : スケジュール
- ・ 資料-6 : 調査の概要

(仮称) 札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会委員名簿

【委員】(五十音順、敬称略)

氏名	分野	所属等
おうた きょうこ 往田 協子	公募委員	
かど ゆきひろ 角 幸博	文化財建造物	北海道大学名誉教授
かなやま としのり 金山 敏憲	公募委員	
かわかみ じゅん 川上 淳	歴史学	札幌大学教授
にしやま のりあき 西山 徳明	文化財活用	北海道大学観光学高等研究センター センター長
はぶか ひさお 羽深 久夫	文化財建造物	札幌市立大学教授
まえだ なおこ 前田 真子	文化行政	札幌市市民文化局文化部長(内部委員)

【オブザーバー】

札幌市まちづくり政策局地域計画課(景観担当)

【事務局】

札幌市市民文化局文化部文化財課

株式会社北海道博報堂

(仮称) 札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会
座席表

委員
長席
○

往田委員 ○

川上委員 ○

西山委員 ○

○ 角委員

○ 金山委員

○ 羽深委員

○ 前田委員

オブ
サー
バー

事務局（北海道博報堂）

事務局（市）

傍聴席

傍聴席

(仮称) 札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 札幌市に所在する歴史的資産について、有効に活用しながら良好な状態で後世に継承していくための(仮称)札幌市歴史的資産保存活用推進方針(以下「方針」という。)の策定にあたり、広く有識者及び市民の意見を聴くため、(仮称)札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について意見交換を行う。

- (1) 歴史的資産の保存に関すること。
- (2) 歴史的資産の活用に関すること。
- (3) その他方針の策定のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、外部委員(有識者等)6名以内、内部委員(札幌市職員)1名とし、市長が委嘱する。

- 2 外部委員のうち2名程度は公募によるものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化財課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文化部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。